

平成 19 年度

学位（博士）の授与に係る論文内容  
の要旨及び論文審査結果の要旨

(平成 19 年 9 月授与分)

北九州市立大学大学院  
社会システム研究科

# 目 次

学位番号	学位被授与者氏名	論文題目	頁
甲第23号	森脇 喜一	環黄海圏地域における外国語教育の言語社会学的研究	1
甲第24号	羽生 正宗	医療機関における内部通報の促進要因分析 —内部通報モデルに準拠したホスピタル・ガバナンスの確立—	3

学位被授与者氏名	森脇 喜一 (もりわき きいち)
本籍	大分県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第23号
学位授与年月日	平成19年9月28日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	環黄海圏地域における外国語教育の言語社会学的研究
論文題目 (英訳または和訳)	A Study of Foreign Language Educations, based on Linguistic Sociology, in the Region of Pan Yellow Sea
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 経済学博士 井原 健雄 同審査委員 : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 法学博士 横山 宏章 同審査委員 : 九州大学大学院人間環境学研究院 教授 博士 (教育学) 稲葉 継雄
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>「環黄海経済圏」の実現に向けて、日本・韓国・中国の6都市が初会合を開いてすでに15年余が経過した。その加盟自治体も当初の6都市から10都市へと広がりを見せ、「東アジア (環黄海) 都市会議」も2004年11月には「東アジア経済交流推進機構」へと拡大再編された。とはいえ、日本・韓国・中国の3カ国間に横たわる歴史観の違い等から生じる軋轢は、環黄海圏地域の持続的な連携・発展を妨げる危うさを秘めている。このような状況から、当該地域にあっては、将来を担う次世代間交流を中心に堅実な交流促進策を講じるとともに、自律した地域共同体としてのアイデンティティの形成に向けた取り組みが求められている。</p> <p>本論文の目的は、かかる観点から、環黄海圏地域の交流拡大を図るうえで、その基礎となる地域言語 (日本語・韓国語・中国語) を相互に学び合うことの意義と役割を明らかにすることにある。そのため、本研究では、それぞれの国が特定の言語を外国語教育として提供する政策的な根拠を明らかにするため、言語と社会と経済との相互関係を中心に実証的な分析を行っている。その具体としては、世界の主要経済圏の言語環境と言語政策、経済活動と外国語教育政策の関係に加えて、人的交流と外国語需要との相関分析や、環黄海圏地域における日本語・韓国語・中国語の市場性等についても、逐一、詳細な実証分析を展開している。</p> <p>つぎに、本論文の構成は、第一章「序論」を受けて、第二章「環黄海圏地域の発展と課題」、第三章「地域経済圏の言語政策」、第四章「経済的な観点から見た言語」、第五章「韓国・中国・日本の外国語政策」、第六章「環黄海圏地域の経済・人的交流と外国語の需要」、第七章「結論」となっている。この</p>

	<p>うち、第二章では、対象地域の経緯と現況をデータによって解明するとともに、第三章では、他地域経済圏との比較により、地域言語教育が、当該地域の重要な政策課題であることを指摘する。また、第四章では、言語の市場価値や経済価値を考察するとともに、第五章では、韓国と中国と日本における外国語教育の比較分析を詳細に行っている。そして、第六章では、環黄海圏地域における外国語教育の歴史的経緯を踏まえた長期的な視点からの考察を加え、最後の第七章では、以上の論点整理を行ったうえで、〈需要に見合った外国語供給システムの確立〉を図るよう、明確な政策提言を行っている。</p>
<p>論文審査結果の要旨</p>	<p>本論文の評価として、近年、急速な経済発展を遂げてきた環黄海圏地域を対象として、その使用言語の詳細な実態把握を行った結果、1) 当該圏域ではEUに似た多言語地域であるが、2) EU (欧州連合) やASEAN (東南アジア諸国連合) のように英語を公用語とする国家あるいは民族集団はなく、3) 当該圏域では、英語に比べて、日本語・韓国語・中国語の3言語の投資効果が高いことを指摘するとともに、今後より広範な連携により「多言語教育」体制の確立を図るべきだとの明確な提言を行っている点が評価できる。</p> <p>とくに本論文では、日本における外国語教育が英語に偏り過ぎており、地域言語の重要性の高まりが認められる環黄海圏地域の実態経済の動向に適合し得ていない点を明確に指摘している点が注目される。また、本論文では、「言語社会学」(linguisticsociology)の観点からNAFTA(北米自由貿易協定)やASEAN、EU等、代表的な地域経済圏における使用言語の状況や言語政策の相互比較を行った上で、環黄海圏地域の言語状況とその特徴を明らかにしている点に加えて、「言語密度」の計測をはじめ、言語の「市場価値」の計測や「外国語翻訳需要」の動向といった外国語教育の投資効果についても立ち入って考察し、その吟味検証を行っている点は、本論文の特徴として大いに評価できる。さらにまた、環黄海圏地域における外国語教育の経緯と現況について、制度と実態の両面からの相互比較を行い、その結果に基づく課題の抽出に努めている点も評価できる。</p> <p>ただし、「言語の経済的価値」や「言語の市場価値」あるいは「外国語教育の投資効果」といった用語については、より平易で厳密な定義が望まれる。また、「経済交流が高まればその国の言語を学ぶ学生が増え、その言語を学ぶ必要性が増大する」といった単純な前提については、さらなる歴史的な検証が望まれる。(何故なら、言語は権力であり、決して平等な関係ではないからである)。とはいえ、それらはいずれも今後の検討課題として将来に期待するものであり、もとより本論文自体の評価を下げるものではない。</p> <p>平成19年8月28日に北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答の後、当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

学位被授与者氏名	羽生 正宗 (はにゅう まさむね)
本籍	大分県
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第24号
学位授与年月日	平成19年9月28日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
論文題目	医療機関における内部通報の促進要因分析 —内部通報モデルに準拠したホスピタル・ガバナンスの確立—
論文題目 (英訳または和訳)	Analysis of promoting factor for internal disclosure of information in medical institution :Establishment of hospital governance based on the model of internal disclosure
論文審査委員	論文審査委員会審査委員 (主査) : 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授 博士(経済学) 吉村 弘 同審査委員 : 北九州市立大学法学部 教授 岡本 博志 同審査委員 : 慶應義塾大学商学部 教授 経営学博士 横田 絵理
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程 (平成17年4月1日大学規程第96号) 第10条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本研究の目的は、医療機関におけるマイナス情報伝達過程の解明を通じて内部通報の促進要因を明らかにし、それに基づいて内部通報モデルを提示し、もって自浄システムを機能させるマネジメントシステム及びホスピタル・ガバナンス確立の重要性を説得的に示すことである。</p> <p>そのため、まず第2章では、朝日新聞データベースより、近年における医療機関における不祥事について事例分析を行い、共通する特性として、マイナス情報の伝達過程においてマイナス情報が病院長 (組織上層部) に伝達されにくい状況にあること、および通報された情報に対する対処として、内部通報が行われていたにも関わらず、内部通報後の不祥事の調査、解明、改善等が行われず、自浄システムが完全に機能不全に陥っている状況を明らかにした。また、2006年4月に施行された我が国の公益通報者保護法について、海外法制との比較を行いつつ法の意義を概観した後、現状では通報に適切に対応しなかった組織に対して罰則など法の強制が望めないことの問題点を指摘するとともに、そうであれば尚更内部通報を活かした自浄システムが重要であることを指摘している。</p> <p>第3章では、通報を決意させる要因を探るために意思決定に関する先行研究を渉猟した結果、組織マネジメントが意思決定に及ぼす影響について言及されることがきわめて少なく、ただ、Keenan, J. P. がこの点を指摘していることを明らかにした。</p> <p>そこで、第4章では、Keenanの先行研究を参考にして、意思決定のプロセス</p>

の枠組みを提示し、組織マネジメントシステムの構築度及び機能度が内部通報に与える影響に関する調査分析を行った。調査は質問紙による場面想定法で、調査対象者はK病院の看護師212名（有効回収数186：有効回収率87.7%）、M病院の看護師319名（有効回収数241名：有効回収率75.5%）である。その統計解析の結果、①内部通報へのモチベーション（個人特性）及び組織マネジメントシステムの構築度・機能度（組織特性）の両者が内部通報への意思決定に大きく影響を与えていること、及び、②その両者の関係として、後者（マネジメントシステム）が前者（通報へのモチベーション）に大きな影響を与えていることが明らかになった。この実証研究に基づいて、内部通報モデルを示し、「内部通報は通報者から通報受信者に社会的制裁を転嫁する役割を持つ」こと、すなわち、通報者は内部通報することで社会的制裁を回避することができるが、通報に対処しなかった通報受信者（組織）は、社会問題化すれば管理責任上の社会的制裁を受けることになること、及び、「組織マネジメントが機能しない組織や公正な対処を講じなくても管理責任が問われない組織では、内部通報が抑制される」ことを示した。

第5章では、内部通報モデルの有効性を検証するために、第2章の社会問題化した不祥事例にCOSO報告書（米国の内部統制の包括的フレームワークに関する報告書）の分析方法を適用して、いずれの事例も、通報された情報への対処として責任の所在が明確ではなく、その上組織における管理責任体制（規定、罰則等）も整備されていなかったことを示し、いずれの事例も共通に内部通報モデルにおける社会問題化の条件をそなえていることを明らかにした。

以上より、医療機関における不祥事を防ぎ監査の機能を強化するためには、経営者に必要な情報が正確に伝達されないことを組織に内在するリスクとして認識し、リスクマネジメントの観点から組織マネジメントを構築・機能させ、適切な情報伝達及び情報共有の仕組みを構築し、不祥事発生防止のための統制活動及び定期的なモニタリングによる監視活動を行い、管理責任体制を強化し、ホスピタル・ガバナンスを確立することが重要である。

論文審査結果の  
要旨

近年、組織における不祥事は、医療機関に限らず、食品、自動車、電器製品、原子力発電など、大きな社会問題となっている。その多くは、当初の組織内部での通報に組織が適切に対処しないために外部通報に発展し、広く社会的指弾を受けることとなり、結果として組織の受けるダメージは組織崩壊に至るものもあるほど大きい。したがって、この問題は、公益通報者保護法の施行にみられるように、現在我が国の直面する大きなテーマの1つである。羽生氏の論文は、この問題に対して、氏が経営管理コンサルタントとして長年携わってきた医療機関を研究対象としてアプローチしたものであり、その社会的意義は大きく、時宜を得た研究であると評価できる。

氏は問題の背景・所在を探るために、新聞記事データベースより一般企業（3企業）871件、医療機関（3機関）204件、計1075件の記事について内部通報阻害要因を分析している。そこでは、阻害要因を局所的な作業現場要因と組織

要因に2分し、さらに前者を個人レベルとチームレベルに2分、後者をコミュニケーション、組織構造、自浄システム、教育・指導に4分して分析し、その後の研究の方向性を明らかにしているが、その分析は極めて精緻であり、説得的であって評価に値する。

氏は、先行研究においてしばしば「内部告発」(whistle blowing)が内部通報(上司など組織内部の人・機関への通報)と外部通報(行政・マスコミなど組織外部への通報)の両義を区別しないで含んでいる点に注目し、そうではなくて両者を明確に区別することを主張する。通報が内部にとどまらず外部に至れば、組織への大打撃は避けられず、外部通報を行う前と後では事態は劇的に変化し、外部通報はもはや回復不可能なステップへの一步と氏は位置づける。この区別によって、通報者にとっての内部通報と外部通報の意味の違い、及び通報へのモチベーションの違いが明らかにでき、これによって、組織マネジメントの在り方が個人の内部通報(外部通報でない)へのモチベーションにフィードバックして影響し、自浄システムを機能させることが出来るという、内部通報モデルを通じての自浄システム及びホスピタル・ガバナンスという氏の論点を説得的に示すことが出来る。内部通報と外部通報の区別は、氏の論点を説得的に示すためだけでなく、公益通報者保護法が保護要件の設定においていみじくも区別しているように、「内部告発」論議において、とりわけその対策論議において重要な意味を持つものであると評価できる。

氏は、主として組織マネジメントシステムの構築度及び機能度が内部通報に与える影響について実証分析を行っている。この分析方法自体は類例のないものではないが、属性のかなり異なる2つの医療機関について調査を行い、それに基づいて自浄システムを内包する内部通報モデルを提示するという氏のねらいを根拠づけるものとして成功していると評価できる。

氏は、自分の仕事に直接関連する医療分野で、「内部告発」の重要性と、それが氏の得意とする経営管理システムと密接な関連を有することを直感し、事例研究、先行研究、実証分析をつうじて論文をまとめた。その研究は、「内部告発」に関する先行研究、とりわけ医療機関についての先行研究が極めて少ないこと、しかも、その中で内部通報における組織マネジメントの重要性に着目した点は、氏の独自性として高く評価するに値する。

氏の研究は、氏自身も自覚しているように、内部通報システムにおいてホスピタル・ガバナンス確立の重要性を指摘しているが、そのための責任・権限の明確化など、それを機能させる仕組みは今後の課題として残されている。また、この課題を発展させてHSR(病院の社会的責任)の論議へ進むことも可能であろう。さらに、本研究の論点が医療機関に限らず、一般企業についても妥当するかどうかとも検証すべき課題であろう。

最後に、氏の医療機関に対する経営管理コンサルタントとしての長年の経験が本研究の事例分析や調査分析において随所に活かされ、考察を厚みのあるものに行っていることは付言に値するであろう。

平成19年8月13日に北九州市立大学北方キャンパス都市政策研究所会議室において審査委員全員出席のもとで最終試験を実施し、候補者が優れた研究業績を既に有し早期修了の要件を満たしていることを確認し、論文の説明を受け、質疑応答の後、当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。

平成19年度学位（博士）の授与に係る論文内容の要旨及び論文  
審査結果の要旨 第6号（平成19年9月授与分）

発行日 2007年10月

編集・発行 北九州市立大学 教務課

〒802-8577

北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

電話 093-964-4021

（この冊子は再生紙を使用しています）